

広島県告示第七百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

田之尻三三一 二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を字界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	大字	字	地番	標柱番号
山県郡	安芸太田町	中筒賀	田之尻	三三三番一	標柱一号
				一四六番一	標柱二号
				一四〇番一	標柱三号から五号まで
				三三〇番一	標柱六号及び七号
			田之尻	三三二番	標柱八号
				三三八番	標柱九号
				三三二番四	標柱十号